

第3章 個別機能の事業計画

1 新たな区民センターの導入機能

次ページ以降、機能ごとに、以下の順に整理しています。

<新たな区民センターの機能>

- 地域コミュニティ機能
- 男女平等・共同参画センター機能
- 産業振興機能
- 美術館機能
- 体育館機能
- 児童館等機能
- 図書館機能
- 公園

各機能の実施事業については、記載している公民連携事業のほか、民間事業者による独自の提案を求めていくこととし、また時代に合わせてサービスをアップデートしながら、時代に応じ区民が求めるサービス展開を図っていきます。

施設面積の表記について

各機能別に記載している「整備する空間」は、利用者の利用する空間を記載しており、執務室や倉庫など、運営側の事務スペース等については記載していません。

また、各機能に必要な面積、規模機能等については各機能の設置目的を達成するために必要な性能を規定することで、民間事業者の様々なノウハウを発揮した優れた提案を求めていきます。

このため、各機能で記載する仕様については、必要最低限のものに留めています。

(1) 新たな区民センターの導入機能

ア 地域コミュニティ機能

本機能については、「地域活動拠点機能（仮称）」（以下、（仮称）は省略）と「区民交流活動機能」に分けて記載しています。

(ア) 地域活動拠点機能

a 設置目的

地域コミュニティ形成の基礎である町会・自治会や、住区における地域コミュニティ形成の推進母体である住区住民会議の地域活動の拠点となる場を、公の施設とは別に提供することで、地域コミュニティの活性化を図る。

b 新たな区民センターにおける地域活動拠点機能の基本的な考え方

これまで、近隣の下目黒住区センター（住区会議室）が担ってきた地域に根差したまちづくり（地域の課題解決や住民同士の交流等の場）である地域コミュニティ機能のうち、地域コミュニティ活動の核となる町会・自治会や住区住民会議が日常的に活動できる場を「地域活動拠点」として分離し、下目黒小学校内に整備する（公用財産として整備）。



c 運営・管理方針

地域住民（住区住民会議）の自主的な運営・管理を基本とする。

d 実施事業

事業内容	地域コミュニティ活動支援	
事業概要	地域が主体となって行う様々なまちづくり活動の場を提供する。	
役割分担	区	地域活動拠点に共通した運用ルールの方策
	地域住民	地域活動拠点の適切な運用
	民間事業者	施設の維持管理
実施する空間	地域活動拠点（下目黒小学校内）	

e 地域活動拠点能として整備する空間

空間名	専用	共用	備考
地域活動室	○		約30㎡。下目黒小学校内（1階を想定）。
事務室	○		約10㎡。下目黒小学校内（1階を想定）。

(イ) 区民交流活動機能

a 設置目的

地域課題の解決に向けた区民の自主的、自律的な活動や交流を通じて、地域コミュニティの形成及び区民福祉の向上を図る。

b 新たな区民センターにおける区民交流活動機能の基本的な考え方

地域に身近な区民活動、交流の場である下目黒住区センター（下目黒住区会議室）の集会施設機能は、機能を同じくする社会教育館や中小企業センターの会議室、また併設する下目黒老人いこいの家等と集約し、そのうち一部を「区民交流活動室」として下目黒小学校内に整備することで「地域活動拠点」機能と連携して地域コミュニティの更なる活性化を図る。

c 運営・管理方針

指定管理者制度による。

d 実施事業

区民交流活動室の貸し出し

事業内容	区民交流活動室（会議室、多目的室等）の貸し出し	
事業概要	区民が自ら主体的に活動を行う場として、区民交流活動室（各会議室・多目的室等）の予約管理・貸出を実施する。	
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 区民交流活動室貸し出しのルール設定 集会施設予約システムの管理運営
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 予約受付・案内、利用者登録 備品等の貸し出し
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> 区民交流活動室 オンライン空間 	

e 新たな区民センターにおける区民活動支援

新たな区民センターでの区民活動を活発化させるためには、区民、活動団体や事業者、行政等の中間に立って、人材、学び、運営、場に関する情報の集積・発信、団体間や活動希望者の交流支援、ネットワークづくり、活動相談等を行う活動の自主性や団体の自立性に配慮したコーディネート機能（いわゆる中間支援機能）の確保が不可欠です。

新たな区民センター整備を契機として、民間事業者によるコーディネート機能を確保することにより、区民が主体的に地域に関わることで多様な価値観を持つ人々との交流が生まれ、周辺エリアが活性化されることを目指します。その実現に向け、区民自身がアクションを起こすことを支援する区民活動支援事業として、新たな区民センターの各スペース（区民交流活動室、公園、オンライン空間等）を活用し、区民活動のコーディネート、イベントの企画・運営支援や情報発信等を行います。

なお、新たな区民センターは、様々な機能を持つ複合施設であり、これらの機能が融合し合うことで、多種多様な区民活動が展開されることを期待しています。こういった考え方から、新たな区民センターにおける区民活動支援は、施設全体の所管組織（仮称：区民センター課）が民間事業者と連絡調整を行いながら進めていきます。

区民活動のコーディネート

区内の各種団体と連携し、新たな区民センターを活用した区民による多様な活動の相談や活動の円滑な実施に向けた支援を行う。

区民活動、周辺エリアの活性化に資するイベントの運営補助等

新たな区民センターを活用した区民の活動団体同士の交流の場の設定や地域と協働したイベントへの参画、区民活動や周辺エリアの活性化に資するイベント等の企画・運営等補助（エリアマネジメント関連業務）を行う。

区民活動に関する情報発信

区民活動の取組や区民活動支援情報、各種イベント情報等を取り上げ、広く周知する。

f 区民交流活動機能として整備する空間

(a) 空間整備の考え方

- 区では、住区会議室、中小企業センター、消費生活センター、社会教育館、男女平等・共同参画センターなど、施設ごとに整備されている会議室や集会室等いわゆる貸室について、令和7年度から、どの貸室も「区民交流活動室」として一律の扱いとし、区民の利用実態に合わせたスペースの整備を図ることとしています。
- 区民活動の多様化や昨今の社会状況の変化を踏まえ、新たな区民センターでは従来の会議室や集会室という区画された部屋以外、例えばオープンスペースや公園空間についても多様な活動に柔軟に対応できるよう工夫された設えにするとともに、各種活動がオンライン空間でも実施可能となる設備等の導入を進めます。
- 区民センター敷地の存在する「第二種住居地域」の用途制限上、「劇場」を建築してはならないとされていることから、区民交流活動室の1つである多目的空間（現行ホール機能）を整備する上では、現行ホール機能における区民の利用実態を踏まえた規模、より多用途に活用可能な空間について、現行の用途制限の中で整備可能な空間を民間事業者に求めていくこととします。

(b) 利用上の工夫

より多くの方に利用いただけるよう、1日当たりの利用時間単位（以下「コマ」という。）について、最も需要の高い午後の時間帯を現行の1コマから2コマに分割し、1日当たり現行の3コマから4コマに変更します。

なお、清掃等のために設けているインターバルの設定も含めた詳細の時間設定については、民間事業者の提案とします。

(例)

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
現行の貸室	午前				午後				夜間				



	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
区民交流活動室	午前				午後①			午後②			夜間		

■ コマの時間帯

(c) 区民の活動機会の確保

新たな区民センターでは、縮充を図りながら、開館日や開館時間の効率化、整備する空間の柔軟な仕様等の工夫により、区民活動を支え続けることのできる空間を確保します。

また、家庭科室や調理室、音楽室など、区民交流活動室と仕様が類似している小学校の特別教室についても、積極的に多機能化を進めます。

	貸室数	年間利用実績コマ数 ※1	
		平日	土日祝
勤労福祉会館	4	727	788
中小企業センター	3	928	631
消費生活センター	1	187	18
区民センター社会教育館	7	2,294	1,710
青少年プラザ	12	2,447	2,323
男女平等・共同参画センター	2	657	376
下目黒住区会議室	5	1,615	1,193
下目黒老人いこいの家	4	976	192
合計	38	9,831	7,231

※1 H30年利用実績

従来の利用実績を超える利用可能コマ数を確保

		貸室数	年間利用可能コマ数 ※2	
			平日	土日祝
区民活動 スペース	レクホール	4	3,936	1,808
	中会議室	3	2,952	1,356
	小会議室	6	5,904	2,712
下目黒小学校	特別教室	3	0	1,356
合計		16	12,792	7,232

※2 運用上の工夫によりコマ数を3コマから4コマに増加。

(d) 求められる空間

区民交流活動室として、以下の空間を整備します。それぞれの空間で想定される用途、個別機能との相乗効果、効率的な空間構成等を踏まえ、配置や仕様は民間事業者のアイデアを存分に活かしたものとしていきます。

空間名	室数等	備考
多目的室 (レクリエーションホール)	4室	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、軽運動、ダンス、音楽、合唱、演劇等の利用を想定。 ・移動間仕切りを設置し、分割利用が可能な仕様とする。 ・室内の活動が見え、利用者間の交流を促進できる仕様とする。 ・演奏や合唱、ダンス等の利用を想定した防音仕様とする。 ・振動に留意した配置とする。
中会議室	3室	<ul style="list-style-type: none"> ・30人程度の会議、セミナー、サークル活動等の利用を想定。 ・移動間仕切りを設置し、分割利用が可能な仕様とする。 ・室内の活動が見え、利用者間の交流を促進できる仕様とする。
小会議室	6室	<ul style="list-style-type: none"> ・10人程度の会議、セミナー、サークル活動等の利用を想定。 ・室内の活動が見え、利用者間の交流を促進できる仕様とする。 ・当日、空いている時間を学生の学習スペースとして開放するなど有効活用を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>自習室開放をスタートします！</p> <p>施設の空き室を活用し、自習室としてご利用いただける「自習室開放」事業を5/6日よりスタートします。 静かに読書、宿題や試験勉強などに自習室をご利用ください。</p> <p>自習室開放 開放日時：館館日の13:00～20:30 ※空き室を活用した事業のため、利用できない場合があります。</p> <p>対象：市内在住・在勤・在学の小学生以上 ※小学生の単独利用は17:00までです。</p> <p style="text-align: right;">東習志野コミュニティセンター（HPより）</p> </div>  <p style="text-align: center;">大和市文化創造拠点シリウス</p>
多目的空間	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各種発表会、講演会、展示会、ギャラリー、大規模会議など多用途の利用が可能となる空間とする。 ・舞台を設置する活動にも対応する。 ・平土間用形式とする。 ・350人程度の収容を想定する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">    </div> <p style="text-align: center;">活動イメージ（発表会、展示会、講演会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の利用時以外は、予約なしで誰でも利用できるスペースとする（移動可能なテーブルや椅子を配置し、少人数での活動、談話等に対応できる仕様とする）。 ・公園など屋外と連携した利用も想定する。 ・災害時には、一時滞在施設など防災機能としての利用も想定する。

空間名	室数等	備考
デスクスペース	適宜	<ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズを踏まえた適切な規模の配置を想定する。 座席数に応じ、有料や無料の区分を設けることも可能とする。  <p>武蔵野プレイス（左：スタディコーナー、右：ワーキングデスク）</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館利用者や中高生が利用しやすい配置が望ましい。  <p>玉野市立図書館・公民館（図書館と研修室等が同一スペース内に配置）</p> 
倉庫	—	<ul style="list-style-type: none"> 多目的室（レクリエーションホール）や各種会議室等での利用が想定される備品等を収納する。 多目的空間での利用が想定される大道具が収納できる舞台備品庫や楽器庫、照明・音響器具庫、各種制御室、搬入ヤード等を設ける。
控室	—	<ul style="list-style-type: none"> 多目的空間の利用者が利用しやすい配置とする。 控室として使用していない時は、区民交流活動室として活用するなど有効活用を図ることができる配置とする。

(e) 利用手続き

目黒区集会施設予約システムによる申込、支払いを想定しています。

(f) 施設使用料

施設使用料は、施設サービスの持続可能性を考慮しながら、利用者に適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とします。施設使用料の設定に当たっては、区民と区民以外の料金設定に区分けを設けるなど、区民利用の視点にも配慮するものとします。

なお、区では、令和7年度の施設使用料改定に向け、令和5年6月に「公の施設使用料見直し方針」改定案を作成、公表するとともに、関連する事項として、学校開放を含む学校施設の使用に係

る使用料等の見直しについても検討を進めています。新たな区民センター及び下目黒小学校内の区民交流活動室等においては、これらの取組を踏まえ、適切な施設使用料を設定していきます。

イ 男女平等・共同参画センター機能

(ア) 設置目的

女性問題の解決及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会の実現に資する。

(イ) 新たな区民センターにおける男女平等・共同参画センター機能の基本的な考え方

今後、ますます多様性の尊重やインクルージョンが求められる時代において、あらゆる分野において男女平等・共同参画や性の多様性尊重の視点を持って取り組むことが重要です。新たな区民センターは地域でのコミュニティ活動機能を始め、社会教育、文化芸術活動、青少年健全育成、スポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習機能や産業振興機能など幅広い区民活動支援機能を有する複合施設です。新たな区民センターが有する各機能との連携・協力による幅広い事業展開を念頭に、都の機関などとも連携して円滑な事業の推進に努め、様々な枠組みを活かして広範かつ多岐にわたる取組を推進します。それらにより新たな区民センターを利用される方々に、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に資するコンテンツを時代に即した方法により提供します。

(ウ) 運営・管理方針

指定管理者制度及び直営（委託含む）

(エ) 実施事業

事業内容	講座・研修の開催	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等・共同参画、DV、セクシュアルハラスメント、性の多様性、ワークライフバランス、男性による家事・育児等の時代のニーズに即した講座や講演会を開催する。 時間や場所を選ばず多くの区民が受講できるよう、オンライン方式と併せ、対面での講座も実施する。 	
役割分担	区	・講座の承認
	指定管理者	・講座の企画、運営
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> 区民交流活動室 オンライン空間 	

事業内容	団体活動の支援	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題や男女平等・共同参画、性の多様性尊重に関する活動を行っている団体等を支援し、DV・セクシュアルハラスメント、性的指向や性自認等の悩みを抱える区民が交流し、意見交換ができるなど、安心して過ごせる環境を整備する。 	
役割分担	区	・関係機関・部署等との連絡、調整
	指定管理者	・団体の活動支援及び交流イベントの企画、実施
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> 区民交流活動室 	

	・オンライン空間
--	----------

事業内容	情報の収集及び提供、調査研究	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・多用な手段を通じて情報収集及び提供、調査研究を行い、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関する普及啓発を行う。 	
役割分担	区	・関係機関・部署等との連絡、調整、調査研究
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究 ・男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する情報の収集や発信、資料（男女平等・共同参画及び性の多様性に関連した図書（図書館での蔵書と重複しないもの））の閲覧及び貸し出しに対応する。 ・HP や SNS 等による情報の発信 ・活動報告
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン空間（SNS や HP を活用した情報発信） ・図書館開架スペース（専用コーナー設置） 	

※以下の業務は指定管理業務とはせず、新たな区民センターにおいて直営（委託含む）により実施します。

事業内容	相談業務の実施
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・DV、セクシュアルハラスメント、性的指向や性自認等の悩みを抱える区民等を対象とした相談業務を実施する。
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室 ・オンライン空間

※以下の業務は指定管理業務とはせず、人権政策課（総合庁舎内）にて直営により実施します。

事業内容	オンブーズの運営
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・区民から男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申し出や、その事項による人権侵害等についての救済の申し出を受けて対処する。

(オ) 男女平等・共同参画センター機能として整備する空間

空間名	専用	共用	備考
相談室		○	<ul style="list-style-type: none">• 新たな区民センター全体で約 10 m²の相談室を2室整備する。• オンライン相談にも対応できる仕様とする。• 2方向への避難経路を備えることとする。

(カ) 工事期間中の対応

新たな区民センター竣工後に中目黒スクエアから移転するため、工事による影響はありません。

ウ 産業振興センター機能

(ア) 設置目的

目黒区産業振興ビジョンの基本理念「新たなチャレンジと安定・継続を目指して、まちを活かす魅力を生み出す産業振興」を支える拠点として、中小企業を取り巻く環境の変化に柔軟かつ的確に対応できる機能を確保し、地域経済の活性化を図る。

(イ) 新たな区民センターにおける産業振興センター機能の基本的な考え方

○目黒区中小企業振興基本条例（以下、「基本条例」という。）において、基本方針では「中小企業の振興については、区民生活と産業が共生する豊かで活力のある地域社会の実現を目標に、中小企業自らの創意工夫と自助努力を尊重するとともに、その特性に応じた総合的な施策を企業、区民及び区が一体となって推進することを基本とする」と定めています。

○新たな区民センターに整備する産業振興機能は、基本条例を踏まえ、区の産業振興を推進していくための取組の方向性、方針等である「目黒区産業振興ビジョン」の基本理念を実現するための拠点として機能の充実・強化を図ります。

○具体的には、目黒区の産業的特徴を活かしながら、新しい価値・新しい魅力を創出しようとする事業者を後押しするとともに、区内事業者の経営の安定性・継続性を高めることができる事業を実施します。

○さらに、地域でのコミュニティ活動機能を始め、社会教育、文化芸術活動、青少年健全育成、スポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習機能や男女平等・共同参画センター機能など幅広い区民活動支援機能を有する複合施設である新たな区民センターの特徴を活かし、様々な区民活動との連携・協力なども念頭に置いた区内産業の魅力を情報発信できる展示や、デジタル技術を活用した情報発信を行い、ビジネスチャンス拡大の取組をサポートするとともに、目黒区の産業ブランドの認知度や理解促進を図ります。

○区内中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図ってきた勤労福祉会館は閉館し、区の中小企業の振興を担ってきた中小企業センターと併せて事業の精査を進め、新たに「産業振興センター」として再編成します。

(ウ) 運営・管理方針

指定管理者制度による。

(工) 実施事業

事業内容		地域産業の担い手の育成・確保
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の担い手となる人材の確保 就労支援機関との連携により、就労を希望する区民を対象に区内企業とのマッチングやセミナーを実施し、人材確保と育成に取り組む。 良質な人材や技術者の育成 区内中小企業等の事業者やその従業員を対象とした研修を実施し、経営基盤の安定に向けた人材育成を行う。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の担い手の育成、確保に関わる方針の決定 事業計画の承認 就労支援機関との連携に係る調整
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関するセミナーの開催 就労機関と連携した人材マッチング事業の実施 新入従業員研修等の開催
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 区民交流活動室

事業内容		地域産業の維持・発展
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 企業経営の安定・強化 企業経営の専門家を配置し、販路拡大や受発注支援、事業継承、経営改善、事務の効率化等についての相談支援を行う。 ビジネス機会の創出 新しいビジネス・技術革新等を支援するため、事業者間や地域社会との交流促進や各種サポートを受けることができる空間を提供する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の維持、発展に関わる方針の決定 事業計画の承認 関係機関・団体等との連携、調整
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による相談業務の実施 経営実践セミナーの開催 ビジネススペースの整備、運営 経営に係る情報収集、発信
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ビジネス機会の創出に向けた交流や各種サポートが提供される空間（ビジネススペース等） オンライン空間

事業内容		創業・起業への支援
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 区内資源を活用した事業創出、良質な人材や技術者の育成 創業相談、創業支援セミナー、ビジネススペースの整備・運営等の実施により創業間もない事業者の安定的な経営支援を行う。 創業・起業の推進 区内の起業家を発掘・育成し、成長につなぐことができる創業者ネットワークづくりを行う。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 創業・起業への支援に関わる方針の決定 事業計画の承認 関係機関等との連携、調整
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 創業支援セミナーの実施 ビジネススペースの整備、運営 区内創業者のネットワークづくりの支援
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 創業・起業する事業者を支援する空間（ビジネススペース等） 区民交流活動室 オンライン空間

※以下の業務は指定管理業務とはせず、新たな区民センターにおいて直営（委託含む）により実施します。

事業内容	創業相談業務の実施
事業概要	目黒区内で創業を目指す方の創業準備や事業開始初期の悩みや疑問点を解決するサポートとして、創業相談業務を実施する。

（オ）整備する空間

以下の専用空間について、全体として約 100 m²を想定します。

空間名	専用	共用	備考
産業振興センター	○		<ul style="list-style-type: none"> 区内の産業振興拠点となるビジネススペース（コワーキングスペース等、時代に応じた産業振興に資する空間）を確保し、創業支援、区内事業者支援を行う。

（カ）工事期間中の対応

○中小企業センターの貸室事業は休止、勤労福祉会館は閉館し、新たな区民センターに産業振興センターとして再編成します。

○相談事業（受発注相談、創業相談）並びに中小企業センターの各種事業は区内施設等を活用して実施することを検討します。

(キ) その他

現在、区内産業振興の一環として区民センターの一部を公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター、一般社団法人目黒区産業連合会、目黒区商店街連合会、東京商工会議所目黒支部に貸し付け、事業展開をしています。こうした各種団体活動については、今後、新たな区民センターとは別の場所において、区有施設の有効活用により支援を継続するとともに、これまで以上に中小企業振興や創業支援の充実に向け、区との連携を強化しながら更なる産業振興を図っていきます。

工 美術館機能

(ア) 設置目的

目黒区における美術の振興を図り、教育及び文化の向上に資する。

(イ) 新たな区民センターにおける美術館機能の基本的な考え方

○目黒区芸術文化振興条例において、基本理念として「芸術文化の振興は、広く区民が芸術文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に資することを基本として行う」と定めています。

また、目黒区美術館は開館以来、近代以降の海外で学んだり、国際的に活躍した日本人画家を中心として、目黒にゆかりある作家・作品に焦点を当て、特色あるコレクションを形成し、個性的な展覧会活動を行い、広く区民に紹介してきました。さらに、地域美術館の役割である教育活動を重視し、鑑賞体験、創造的体験、身体的体験を有機的に関連付けたワークショップ活動に力を注いできました。

新たな区民センターに整備する美術館機能は、基本理念及びこれまでの美術館の活動を踏まえ、また区民の重要な芸術文化拠点の一つとして、基本構想で示した「美術館が発信してきた芸術文化の香りを新たな区民センターの敷地に広げる」という役割を念頭に、誰もが芸術文化に親しみ、楽しめる美術館とします。

○新たな区民センターは、地域でのコミュニティ活動機能を始め、社会教育、青少年健全育成、スポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習機能、産業振興機能や男女平等・共同参画センター機能に加え都市公園をも含む幅広い区民活動支援機能を有する複合施設であり、各機能との融合とともに様々な展開されることとなる区民活動との連携・協力なども念頭に置いた芸術文化活動を契機とした「文化縁」づくりを進める美術館としていきます。

○他機能と連携したワークショップ等により、子どもから高齢者まで気軽に芸術文化活動を行うことができ、また自らの作品を展示できるなど、美術館をはじめ複合施設内の様々な場所で芸術文化を身近に感じることでできる施設とします。

○専用スペースだけでなく、複合施設のエントランスやオープンスペース等における展示の場の確保により、多くの方に観ていただける工夫や気軽に様々な作品に触れる機会の創出等、区民が日常生活の中で芸術文化に触れ、幅広く芸術文化活動に参加できる機会を提供します。

○多様なライフスタイルやICT環境の変化を踏まえて、デジタルやインターネットの技術を活用した新しい美術館サービスの導入・環境整備など、より多くの区民が芸術文化に関する情報を身近に感じることでできる工夫を図ります。

○区民に身近な美術館、何度も行ってみたい美術館と思われるよう、時代や世代に応じたツールを活用しながら、これまで以上に魅力の発信・PRに注力し、多くの世代をアートに誘う工夫を図ります。

(ウ) 運営方針

指定管理者制度による。

※現在、美術館の指定管理業務を担っている目黒区芸術文化振興財団については、これまで35年にわたるノウハウ、経験の蓄積があり、施設維持管理や美術作品の保管等に活かすことができます。また、質の高い企画展の開催や、美術館ボランティアを活かした各種ワークショップの開催等は、地域に根差した施設の活動として高い評価を得ており、今後も継続的に区民に芸術文化を提供することや、より良い芸術文化に触れる機会の創出等が期待できます。

以上から、新たな区民センターにおける美術館機能の指定管理業務は、目黒区芸術文化振興財団を想定し、施設全体でのテーマ展示や機能間の融合によるワークショップ、広報活動など民間事業者グループ全体と連携した柔軟で時代に合った運営を展開することとします。

※各民間事業者グループに芸術文化振興財団は含めませんが、提案に当たって、各グループには芸術文化振興財団との連携による施設全体での芸術文化振興策、アイデアの提案を求めるとともに、選定されたグループには、新たな区民センターが美術館の存在を活かした魅力的・個性的な場となるよう、財団との積極的な協力体制や連携体制を構築することを期待しています。

(エ) 維持管理方針

民間事業者への委託による。

(オ) 実施事業

実施する事業は以下の通りとします。

事業内容	多様な企画展示	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 区民の財産である美術館の所蔵作品を、区民が鑑賞できる機会を積極的に設ける。展示作品を定期的に入れ替えるなど、気軽に芸術文化に触れ、楽しむことのできる工夫を行う。 時代に合った区民の関心や興味を汲み取り、また新たな区民センター各機能との相乗効果を図ることができ、目黒区の文化創造に資する展覧会の企画を行う。 所蔵作品をデジタルアーカイブ化し、デジタルを活用した展示形態も一部導入するなど、多様な形で作品を楽しむことのできる機会を提供する。 	
役割分担	区	・事業計画の確認
	指定管理者 (芸文財団)	<ul style="list-style-type: none"> 展示、イベントの計画、実施 所蔵品のデジタル化、オンラインイベントの計画、実施
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> 展示室 区民ギャラリー 区民交流活動室、オープンスペース等 オンライン空間 	

事業内容		教育普及プログラムの展開
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 区民の体験型ワークショップ、企画展に関するセミナー、美術館の所蔵作品等に関する講演会等を開催することにより、区民が芸術文化に触れ、興味を喚起する機会を提供する。 美術館機能以外の空間やオープンスペース等も積極的に活用し、新たな区民センター各機能との相乗効果醸成に資するイベントを企画・運営する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の確認
	指定管理者 (芸文財団)	<ul style="list-style-type: none"> イベントの企画、運営 複合施設の事業者間での調整 オンラインイベントの計画、実施
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 区民ギャラリー 児童館、図書館、小学校等 区民交流活動室、オープンスペース等 オンライン空間

事業内容		区民の芸術文化活動の支援
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、区民が制作した幅広い作品を展示する場を提供することで、区民が主体となる芸術文化活動を支援する。 区民にとって身近な美術館として、区民ギャラリーや展示室を活用した区民作品展示会を行う。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 区民の作品展（区展・子どもたち展等）の開催 事業計画の確認
	指定管理者 (芸文財団)	<ul style="list-style-type: none"> 区民ギャラリーの受付、貸出 区民の作品を展示する機会の企画、実施
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 展示室 区民ギャラリー 区民交流活動室、オープンスペース等

事業内容		効果的な広報活動
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 展覧会や所蔵作品、ワークショップなど芸術文化に興味を持ってもらうためのPRとして、SNS、ホームページ、マスメディア、チラシ、ポスター、パンフレット等多様な媒体での効果的な周知について、複合施設内の事業者と連携を図りながら積極的に行う。
役割分担	区	—
	指定管理者 (芸文財団)	<ul style="list-style-type: none"> 時代や世代に応じた効果的なPRの企画 複合施設の事業者間での定期的な調整
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> オンライン空間

事業内容	所蔵作品の保管、活用、調査研究	
事業概要	• 所蔵する作品を適切な環境で管理するとともに、作品等に関する調査研究を行う。	
役割分担	区	• 作品の購入、寄贈作品の受入れの判断
	指定管理者 (芸文財団)	• 所蔵作品の保管、修復、台帳作成 • 所蔵作品の他美術館への貸与 • 所蔵作品や作家等に関する調査研究
実施する空間	• 収蔵庫	

(カ) 美術館機能として整備する空間

以下の専用空間について、全体として約 1,400 m²を想定します。

空間名	専用	共用	備考
展示室	○		<ul style="list-style-type: none"> 様々な作品、展示スタイルに対応できるよう十分な天井高、床強度を確保する。 温湿度管理空調設備、消火設備を設置する。
収蔵庫	○		<ul style="list-style-type: none"> 恒温恒湿を保持する空調設備、消火設備、収蔵棚を設置する。 浸水による被害が想定されない2階以上に配置する。
区民 ギャラリー	○		<ul style="list-style-type: none"> 区民による作品展示のための空間を整備する。 多くの区民の目に触れやすい配置が望ましい。 2室を隣接して配置し、移動間仕切りにより分割利用が可能な仕様とする。 美術館の企画展示における利用も想定する。
ワーク ショップ室	○		<ul style="list-style-type: none"> 美術館のみならずあらゆる機能と連携した様々なスタイルのワークショップに対応可能な構造、設備とする。 ワークショップの活動が、多くの区民の目に触れやすい配置が望ましい。
多目的空間		○	
ホワイエ		○	

(キ) 工事期間中の対応

工事期間中は休館します。

美術館の取扱いについて

区は、新たな目黒区民センターの基本構想（令和3年10月）において、区民センター、美術館、区民センター公園、下目黒小学校の敷地を一体的な範囲として建替えるという考え方を示しています。考え方の整理にあたっては、①芸術文化振興、②建物の課題、③トータルコストの3点を踏まえて検討を行いました。

【検討の視点】

① 芸術文化振興

○目黒区美術館はこれまで、目黒区芸術文化振興条例で定める、広く区民が芸術文化を鑑賞し、参加・創造することができる環境の整備、区民の主体的な活動の促進、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に努めてきました。目黒区美術館が焦点を当ててきた特色あるコレクション、個性的な展覧会活動及び教育普及活動を重視したワークショップ活動などは、全国的に高い評価を得ています。今後は、新たな区民センターの各機能との融合、デジタル技術の活用等を図ることで、新たなライフスタイルへの対応、芸術文化への多彩なアプローチを図り、将来に向けたミライ型美術館の実現を期待できます。

○また、区民センター施設や公園、目黒川が隣接した良好な周辺環境を活かすことで、区民センターを利用される多くの方が気軽に美術館を訪れ、芸術文化に触れる機会の充実を図るなど、より開かれた美術館を実現するとともに、多目的空間等の活用や、児童館のみならず図書館など他の文化施設との連携を促進することで、これまで以上の規模の多様なワークショップの開催、講演会や演奏会といったイベントとの融合を図り、芸術文化の香りを新たな区民センターの敷地に広げることができると考えられます。

○新たな区民センターは、新たな出会いや交流が生まれ、様々な活動が展開される区民活動の拠点を目指していることから、芸術文化により、様々な境界を超えて人と人をつなげる「文化縁」の形成、充実を図ることができます。

②建物の課題

○美術館の建物は、築後35年であり、躯体自体の老朽化は顕著ではありませんが、機械や電気等の設備面で老朽化が著しい状況です。

○また、構造的に地下に機械室や区民ギャラリーが配置されていますが、平成31年4月に示された水害ハザードマップでは、区民センター敷地及びその周辺は浸水する恐れがあるとされているエリアであり、美術館は空調設備を地下に持つことから、収蔵品の保全等に課題があります。現在の建物を継続して使用する場合、将来的に、収蔵品や他館等から借用する貴重な美術品等を、適切に管理保全することに支障が生じる恐れがあります。

○今後、長期的な使用を想定すると、美術品を保管する収蔵庫にも余裕がないことから、単独施設として保全していくには課題が多い状況です。

③トータルコスト

○区民センターの耐用年数80年に合わせ、今後、美術館の既存建物を35年間使用し続けると仮定した場合の経費負担は、日々の維持管理経費や大規模改修経費を含め、概ね130億円程度と試算されます。

○また、35年後にはあらためて単独での建替えを行う必要が生じることから、本事業において一体的な建替えを行わない場合でも、将来的に相当程度の経費負担が見込まれます。

以上を踏まえ、区としては美術館を含めた一体的な建替えが望ましいと考えています。

才 体育館機能

(ア) 設置目的

区民のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与する。

(イ) 新たな区民センターにおける体育館機能の基本的な考え方

区民センターの建設当時は、時代の求めにより体育館以外にも運動・レクリエーション専用の機能が整備されましたが、以降、区内でも数多くの体育館を整備し、また、都内にも多様な運動施設が整備されてきました。こうした時代の推移に伴い、これまで専用スペースを有していた卓球やアーチェリーは体育館で楽しめるようにすることとし、より多くの区民の心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進を図ります。

さらに、新たな区民センターは、地域でのコミュニティ活動機能を始め、社会教育、芸術文化活動、青少年健全育成などの生涯学習機能、産業振興機能や男女平等・共同参画センター機能に加え都市公園をも含む幅広い区民活動支援機能を有する複合施設であり、各機能と融合しながら様々に展開されることとなる区民活動との連携・協力なども念頭に置いたスポーツ・レクリエーション環境づくりを進める体育館機能を充実していきます。

(ウ) 運営・管理方針

指定管理者制度による。

(エ) 実施事業

事業内容	体育室を活用したスポーツの機会の提供	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> バスケットボール、バレーボール、バドミントン、フットサル、ソフトテニス等に加え、卓球やインドアアーチェリー（射手からのまでの距離は30m以内を想定）など新たな屋内スポーツのニーズに対応できる機会を提供する。 	
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の承認
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> プログラム、イベントの企画（インドアアーチェリーは、当該種目専用時間を設ける等、特に安全配慮を行うこと） 体育室の予約、利用者登録、貸出管理、教室事業の実施
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> 体育室 	

事業内容	屋内プールの運営	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 乳児から高齢者まで世代を問わず水泳を楽しむことができる屋内プールを整備する。 	
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の承認 屋内プールに共通した運用ルールの策定

	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内プールの利用受付、監視業務 ・衛生管理業務、教室事業の実施
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内プール

事業内容		屋内プールを活用した小学校の水泳指導
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・下目黒小学校の水泳授業に屋内プールを利用する。なお、小学校の水泳授業の際は、児童による専用利用とする。 ・下目黒小学校以外の近隣小学校の水泳授業利用も想定する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の引率・指導・評価、安全管理（学校） ・利用時間の調整（区）
	指定管理者または民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳指導（技術指導） ・学校との指導内容の確認、調整 ・学校との利用時間の調整 ・水泳指導中の監視、安全確認
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内プール

事業内容		トレーニング室の運営
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング機器の指導や運動プログラム等の提供を行い、区民の健康づくりに資する取組を実施する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング機器の導入・更新の承認
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング施設の維持管理 ・安全管理及び指導 ・運動プログラムの助言
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室

事業内容		スポーツ教室の開催
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・区民が気軽にスポーツに触れる機会を設けるため、初心者から経験者まで、年齢を問わず多様な人が参加できる教室を開催する。
役割分担	区	—
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室の企画、開催
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・体育室 ・屋内プール ・公園

(オ) 体育館機能として整備する空間

以下の専用空間について、全体として約 2,300 m²を想定します。

空間名	専用	共用	備考
体育室（倉庫及び付随施設含む）	○		<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール及びバレーボールの公式コートが1面確保できる規模とする。 ・バレーボールを実施する上で支障がない天井高を確保する。 ・天井吊り下げ式バスケットゴールを設置する。 ・備品を収納する倉庫を併設する。 ・放送室を併設する。 ・風の影響を受けやすい種目に配慮した冷暖房設備を備える。 ・インドアアーチェリーなど、特に安全面への配慮が必要な種目については、対策のための備品等を備えること。
トレーニング室	○		<ul style="list-style-type: none"> ・現状と同等程度のトレーニング機器を利用できる空間とする。 ・換気性能の充実を図るため、空調設備に加えて、直接外気の取り入れが可能な空間配置とする。 ・医務室等で使用できる空間を併設する。 ・鏡を設置する。 ・トレーニングスタジオに隣接して配置する。
トレーニングスタジオ	○		<ul style="list-style-type: none"> ・様々な教室事業に対応できるように、音響設備を備えるとともに、部屋全体が映る大きな鏡、バレエ教室等の実施を踏まえたバーを複数設置する。 ・e スポーツ実施に対応する設備を備えた空間とする。 ・換気性能の充実を図るため、空調設備に加えて、直接外気の取り入れが可能な配置とする。 ・トレーニング室に隣接して配置する。
屋内プール（付随施設含む）	○		<ul style="list-style-type: none"> ・25m プールとし、6レーンを確保する。 ・プールサイドからプールへ入るためのスロープを設置する。 ・幼児用プールを併設する。 ・監視室を併設し音響設備を設ける。
更衣室・ロッカー・シャワー室	○		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内プール用とそれ以外の施設用（体育室、トレーニング室、トレーニングスタジオ、庭球場）に分けて設置する。 ・湿度が高い屋内プールの更衣室については、換気機能を強化する。
庭球場（テニスコート）	○		<ul style="list-style-type: none"> ・多目的な用途かつ目的ごとに容易に切替え可能な設えとする前提で、2面整備すること。なお、建物屋上での設置を可とする。 ・夜間利用等に対応した設備を備えたものとする。
受付	○		<ul style="list-style-type: none"> ・順番待ちができる空間の確保を図る。

(カ) 工事期間中の対応

工事期間中は休館します。

庭球場（テニスコート）整備の視点

テニスコートは、現在、区民センター公園内に2面設置しています。

整備当時は、周辺にスポーツ・レクリエーション施設が現在ほど充実しておらず、また、区立のテニスコートが2面のみであったことから、都市公園の中に2面整備したものです。その後、区立テニスコートの整備を全区的に進めた結果、現在では区全体で14面となっています。一方で、テニスコートや屋外プールが区民センター公園面積の約半分を占めていることから、多くの方が集い、安らぐといった公園本来の使い方の充実という観点では課題があるという指摘もあります。

公園は、屋外における休憩、交流等のレクリエーション活動を行う場所となるだけではなく、ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな役割を持つとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を持つ公共施設であり、防災面、環境面における公園の役割は年々増えています。特に、地域避難所である下目黒小学校、補完避難所である区民センターと一体的なオープンスペースを確保することで、地域の安全性の向上を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、区民センター公園に整備すべき機能の優先度について以下の視点を持って検討を行った結果、基本計画（素案の案）において、新たな区民センターの事業提案の募集では、テニスコートは公園としての機能を損なわないことを条件として「屋上設置も可」「1面以上」の整備を求めることとし、具体的な整備の面数は、全体計画の機能や配置プランなどの事業者提案を総合的に評価していくこととしました。

「基本計画」では、テニスコートを複数面整備する場合には、特定目的の空間はコンパクト化及び多機能化という全体コンセプトを踏まえて、例えば児童の下校時刻以降はフットサルやドッジボール、バスケットボールなど多目的な用途とする等、柔軟かつ多くの区民が利用出来る運用、目的ごとに容易に切替え可能な設えを求めていくこととし、区民意見等を踏まえてあらためて考え方を整理した結果、面数については現状と同様、2面整備することとしたものです。

【検討の視点】

①公共性

○区民の生命・生活の維持（安全・防災）又は区民生活の質の向上（いこい・交流）など、施設が提供するサービスの必要性。

○区民全体の中で不特定多数が対象か、又は特定少数が対象かなど、サービスの公益性。

○スポーツ種目全体における運動機会の公平性。

②有効性

○公共用地における空間確保の有効性

（園児や小学生等こどもの居場所、祭事等の充実など公園を活用した事業充実、多機能性）

③代替性

○都や民間に同様又は類似の利用可能な施設がどの程度あるか、また、区が直接提供しなければならぬ施設サービスか。

カ 児童館等機能（学童保育クラブ事業、ランランひろば事業含む）

（ア）設置目的

区内の児童の健全な育成を図る。

（イ）新たな区民センターにおける児童館等機能の基本的な考え方

○多世代が集まる新たな区民センター内の児童館として、これまで児童館が地域で果たしてきた役割を継続しつつ、乳幼児から中高生まで、各年代に応じて「楽しい」「居心地が良い」と感じ、安心して過ごすことができる居場所となる空間を実現します。また、子どもだけでなく子育て世代にとっても、子どもの新しい「気づき」につながるコンテンツ、空間の充実を図ります。

○中高生にとっても、「いつ来ても、利用できる場所」を実現し、中高生が興味を持ち、楽しめる活動を提供します。併せて、児童館ならではの異年齢・異世代との関わりや、住区・地域も含めた社会参加の機会の提供をすることで、成長を継続的に見守ります。

○学童保育クラブ事業は、子どもたちの生活の場であり、子どもの権利に十分に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成を支援します。また、家庭・地域・学校と共に連携・協力して子育て家庭を支援します。

○ランランひろば事業は、小学校の校庭や体育館、特別教室等を活用し、子どもの安全・安心な居場所を提供します。

○地域でのコミュニティ活動機能を始め、社会教育、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習機能、産業振興機能や男女平等・共同参画センター機能など幅広い区民活動支援機能を有する複合施設である新たな区民センターの特徴を活かし、様々な区民活動との連携・協力なども念頭に置いた青少年や児童の健全育成を推進します。

（ウ）運営・管理方針

指定管理者制度または委託による。

(工) 実施事業

事業内容		児童館の運営
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、児童館ガイドラインに基づいた児童館として必要な諸室を確保するとともに、複合施設内に整備するメリットを最大限活かし、新たな区民センター全体が活動の場となるような運営をする。 図書館や美術館をはじめとした新たな区民センターの他機能と連携したイベントを開催し、利用する子どもたちが新しい価値観に触れる機会を創出する。 目黒区児童館運営指針に基づいた運営を行う。
役割分担	区	児童館の運営方針の設定
	指定管理者	児童館の運営
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 造形活動コーナー、図書コーナー ボードゲーム等の静的遊び、読書、楽器遊びを中心とした活動 多目的アリーナ ボール遊びや卓球、体を動かす遊びやイベント等で一定の人数を集まって行う活動

事業内容		中高生対応
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 児童館の利用対象となる中高生の身近な施設として、居場所の一つとなるような、スペース、社会参加の機会を提供する。 これまで、青少年プラザが担ってきた青少年が気軽に遊びに来られる場、語り合える場、研修・レクリエーション・趣味活動等の自主的な活動ができる場等の役割を継承、充実し、中学生、高校生世代も安心し、楽しめる空間とする。 日常的な自由来館や中高生優先時間、中高生独自企画のイベント、地域関係団体への活動参加の橋渡しを行う。
役割分担	区	児童館の運営方針の設定
	指定管理者	児童館の運営
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 中高生スペース 中高生が仲間や職員とおしゃべり、宿題や試験勉強に取り組む時間と場所を、中高生が利用しやすいように提供する。 児童館各室を使用し、中高生の興味、関心のある活動の場を提供する。

事業内容		障害のある児童への対応
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが、児童館を居場所として利用できるように適切な配慮と環境整備を行う。 ・利用にあたっては、子どもの状況を把握し、保護者と丁寧に話し合いを重ねて情報交換する。 ・障害のある子どもへの理解を深める活動として、障害児対応事業を実施する。 ・子どもの状況を把握し、児童館で楽しく過ごせるように学校等関係機関との懇談や連携を行う。
役割分担	区	・児童館の運営方針の設定
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもを受け止める具体的活動計画の設定 ・障害について理解を深められるよう職員の研修、研鑽
実施する空間		・児童館各室（バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した空間を整備する。）

事業内容		地域活動支援
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちを支える地域活動の活性化のために、子どもの居場所となる児童館が、地域で活動する関係団体と会議や懇談を通じてネットワークづくりに努める。 ・地域で活動する子育て団体等が活動する際に、活動場所や児童館職員が持つノウハウの提供等を行うことで、活動を支援する。
役割分担	区	・児童館の運営方針の設定
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係団体との会議や懇談の調整 ・定期的な児童館主催による地域子育て懇談会の開催
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・ホール（児童館内） ・区民交流活動室

事業内容		保護者及び地域との交流支援
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・利用児童の保護者への相談対応や、保護者団体との連絡交流を図り、保護者間の支援・交流を促進する。 ・地域団体と連携し、児童や保護者の地域行事等への参加機会を創出することで、地域と連携した児童の健全育成を図る。
役割分担	区	・児童館の運営方針の決定
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談対応 ・保護者団体との連絡調整 ・地域団体との連携（行事への参加等）
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・区民交流活動室 ・相談コーナー

事業内容	学童保育クラブの運営	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小学1年生から6年生まで、保育が必要な児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。 ・目黒区学童保育クラブ保育指針に基づいた運営を行う。 	
役割分担	区	・クラブの運営方針の設定
	民間事業者	・学童保育クラブの運営
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> ・育成室（学童保育クラブ専用） ・小学校特別教室（タイムシェア） 	

事業内容	ランランひろばの運営	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・主に実施小学校の児童を対象に、自主遊びや自主学習を行うことができる安全・安心な放課後の居場所を提供する。 	
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・ランランひろばの運営方針の設定 ・学校や地域等との連携・調整
	民間事業者	・ランランひろばの運営
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校庭（タイムシェア） ・小学校体育館（タイムシェア） ・小学校特別教室（雨天時等、校庭や体育館が利用できない場合タイムシェア） 	

事業内容	子育てふれあいひろば及び一時預かりサービスの提供	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児から5歳児と保護者が安心して遊べる環境を整え、乳幼児、保護者同士の交流を図ることのできる場とする。 ・一人で子育てに悩む保護者を一人でも無くすように、保護者と信頼関係の構築に努め、気軽に相談できる環境を整備する。 ・保護者が、新たな区民センターにおける様々な活動への参加を兼ねなくできるよう、短時間から、気軽に子どもを預けられるサービスを提供する。 	
役割分担	区	・目黒区地域子育てふれあいひろば事業実施要綱による。
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てふれあいひろば運営 ・子育て支援事業 ・一時預かりサービスの提供
実施する空間	・子育てふれあいひろば	

(オ) 児童館・学童保育クラブ機能として整備する空間

〈児童館〉 以下の専用空間について、全体として約450㎡を想定します。

空間名	専用	共用	備考
造形活動コーナー	○		・木工や紙工作、手芸等の工作活動を行うスペースとする。
図書コーナー		○	・児童館図書スペースと図書館児童コーナーとの共用化を図る。
多目的アリーナ	○		・中高生のダンス、楽器演奏等での利用を想定し、防音や振動に配慮した仕様とする。 ・イベントでの集会スペースとしての利用を想定。
中高生スペース	○		・中高生による学習、おしゃべりの場とする。
相談コーナー	○		・小学生、中高生等の相談、保護者からの相談を気軽に、かつプライバシーに配慮しながら受けることのできる空間。
子育てふれあいひろば	○		・子育てふれあいひろば ・一時預かりサービス

〈学童保育クラブ事業〉 以下の空間で活動を展開します。（合計4室での事業展開を想定）

空間名	専用	共用	備考
育成室	○		下目黒小学校内に、児童1人あたり1.65㎡の活動面積を確保できる育成室を設置する。なお、受け入れは40人を想定。
下目黒小学校教室等		○	小学校教室等の3室を学童保育クラブ事業としてタイムシェア方式により活用する。なお、各室ごとの受け入れは40人を想定。

〈ランランひろば事業〉 以下の空間で活動を展開します。

空間名	専用	共用	備考
下目黒小学校体育館		○	
下目黒小学校校庭		○	
下目黒小学校教室等		○	教育活動等で体育館、校庭が使用できない場合、事業所管課（子育て支援部）と学校との調整の上、教室等をサブルームとして使用する。

(カ) 工事期間中の対応

工事期間中は休館します。

（学童保育クラブ事業は、下目黒小学校仮校舎内での継続を検討します。なお、下目黒小学校の建替えは、めぐろ学校サポートセンター（旧第二中学校校舎を活用した施設）を仮校舎として活用します。（詳細P87））

キ 図書館機能

(ア) 設置目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

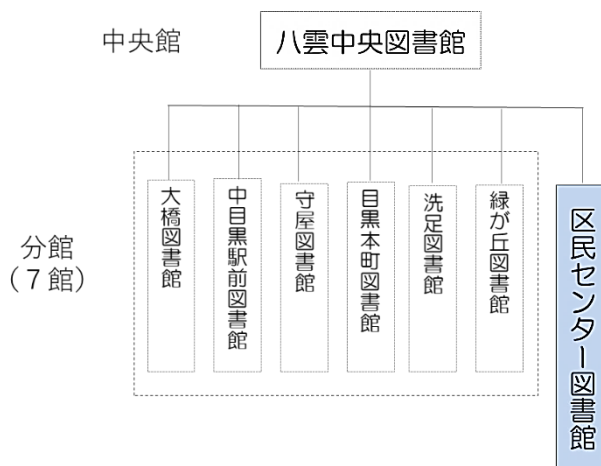
(イ) 新たな区民センターにおける図書館機能の基本的な考え方

- 図書館は、美術館、児童館の図書コーナーや中高生の学習スペースのほか、新たな区民センター内の地域コミュニティ活動、生涯学習、青少年健全育成、男女平等・共同参画、産業振興機能などの各機能と高い親和性を有しています。多様な利用者が集う新たな区民センター内の機能であるメリットを活かし、人々の交流の場として機能することを目指し、各機能と融合した空間を有する区民の多様な活動を支える図書館とします。
- 新たな区民センター全体を読書活動の場と位置付け、図書館の本や資料を、図書館スペースに限らず、建物内のどこでも閲覧可能とし、新たな区民センター内において、本と人のつながりが創出される環境を整備します。
- 美術館や多目的空間、児童館での企画・イベントと連動したテーマ展示を行うなど、新たな区民センターにおける資料、情報・知識をつなぎ、区民の知的好奇心の向上を図ることのできる特色のある図書館とします。
- 図書館を拠点とした地域づくり、地域人財づくりを通し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 多様なライフスタイルやICT環境の変化を踏まえて、デジタル技術を活用した時代に合った図書館サービスを導入することで、将来にわたりより多くの区民が利用しやすい図書館とします。
- 区民の課題解決に資するよう、複合施設の各機能へのつなぎ役となるレファレンスをはじめとした情報提供を重視した図書館とします。
- 学校（学校図書室との協力、授業支援を含む）や区内教育機関との連携を図ります。

(ウ) 運営・管理方針

指定管理者制度による。

区では、中央館1館と分館7館の計8館を1つの図書館として運営しています。図書の選書、購入等は中央館（直営）が行い、地域性や利用者層に応じたテーマ展示や本の紹介、地域との協働のための催し物等、8館一体での運営に留意しながらも、他機能との融合により、柔軟で多様な情報提供が可能となるよう、館独自の特色を出し、時代に応じた図書館サービスの提供に向けて民間ノウハウを活用した運営を期待するものです。



(工) 実施事業

事業内容		図書館資料管理
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 区立図書館全体の蔵書を活かし、地域の利用状況に沿う書架構成を構築することにより、区民の知的・文化的な活動を支援する。 区民の多様な利用形態に対応するため、紙資料だけではなく、電子書籍、デジタルアーカイブ等、多様な媒体による資料を構成する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 収集する資料の選定（図書・新聞・雑誌・電子書籍・デジタルアーカイブ等）や保存、除籍等の蔵書管理
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 複合施設の特徴を活かすなど、館独自の特色づくりに資する選書のリクエスト 来館者にわかりやすい排架 興味を惹く特集展示、コーナーづくり等による利用促進 安定した書架構成を維持するための排架資料の更新や保管、修復等の資料管理
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 開架スペース、閉架スペース

事業内容		貸出・返却等の閲覧管理
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 図書館の利用者に対し、貸出・返却対応、利用者登録、資料予約サービスを行う。 自動貸出機を区民センターの各出入口付近に設置することにより、公園とのアクセスを容易にする。 建物出入口にブックポストを設置し、資料返却の利便性向上を図る。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 貸出・返却ルールの設定、図書館システムの管理
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 貸出・返却、利用者登録、資料予約
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 受付カウンター、貸出カウンター、ブックポスト

事業内容		レファレンスサービス、予約及びリクエストサービス
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな区民センター内の各機能との連携を強化し、図書に限らず、利用者が求める複合施設内の情報も含め的確に提供可能なレファレンスサービスを実施する。 ・参考図書やデータベース等の多様な情報を提供することにより、利用者の情報要求に応える。 ・予約サービス、相互貸借サービス等を活用し、利用者に資料提供を行う。 ・館内に図書館資料検索用端末を設置する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・参考図書等の資料選定及び構築 ・データベースの選定・購入 ・レファレンスサービス支援 ・リクエスト資料の選定 ・図書館システム機器の設置管理
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの資料相談対応（情報検索・提供等）・レファレンスサービス ・データベース検索システムの提供 ・資料予約及びリクエスト受付
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・資料相談カウンター ・レファレンスコーナー

事業内容		新たな区民センター機能と連動した情報提供
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興機能、男女平等・共同参画センター機能など他機能の資料を図書館に集約し、利用者の要求に応じて情報提供や案内を行うことにより、図書館から各機能へシームレスにつなげる役割を果たす。 ・児童館図書スペースと連携し、児童や青少年を対象としたお話会やイベントの開催、調べ学習の支援等を実施する。 ・その他、図書館フロア以外や屋外でも、読書に関する講座・イベントを実施するなど、新たな区民センター全体で読書を楽しむことができるような効果的な自主企画事業を積極的に実施する。 ・複合施設内の他機能と連携した図書のテーマ展示等を通じて利用者の関心を喚起し、新しい知識への接点を増やす。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな区民センター他機能で収集した図書の集約方針決定
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者にわかりやすい排架 ・各種イベントの企画、運営 ・企画展示の実施
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・図書館開架スペースの一部 ・区民交流活動室、オープンスペース、公園

(オ) 図書館機能として整備する空間

以下の専用空間について、全体として約 700 m²を想定します。

空間名	専用	共用	備考
受付 カウンター	○		<ul style="list-style-type: none"> 予約受取を含む図書の貸出、返却を行うためのカウンター及び予約本、返却本等のための収納棚を設置する。
貸出カウンタ ーまたは自動 貸出機	○		<ul style="list-style-type: none"> 新たな区民センターの出入り口に1か所以上設置する。
閲覧スペース	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 区民交流活動室について、当日、空いている場合は学生の学習スペースとして開放するなど有効活用を図ることを踏まえた上で、図書館内にも一定程度の閲覧席を設ける。 新聞雑誌閲覧用のソファやスツールを設置する。
レファレンス コーナー	○		<ul style="list-style-type: none"> レファレンス業務を行うカウンターを設置する。 レファレンスのための参考資料及びデータベース端末が設置され、情報検索・書籍検索が利用できる空間とする。 レファレンス専用席を設置する。 資料検索やデータベース端末等の配置を行うコーナーを設置する。
開架 スペース (一般図書)	○		<ul style="list-style-type: none"> 安全性や快適性、使いやすさに配慮し、一般書を約11万冊配架する。 他機能との連携に配慮したテーマごとの配置や、時代に応じた区民ニーズに配慮した配置を可能とする。
開架 スペース (児童書)		○	<ul style="list-style-type: none"> 児童書を約2万冊配架する。 おはなし会、読み聞かせ、読書会、鑑賞会、映写会等に使用できる空間とする。なお、行事で使用していないときは、児童閲覧室として使用する。 児童館図書スペースとの共有化を図る。
ブックポスト	○		<ul style="list-style-type: none"> 開館時間外の資料返却に対応するため、施設出入口付近にブックポストを設置する。
障害者 サービス室	○		<ul style="list-style-type: none"> 対面朗読室及び録音資料作成のための専用室を設置する。

(カ) 工事期間中の対応

工事期間中は、周辺に予約受取及び返却のための窓口設置を検討します。

ク その他（共用部分、バックヤード等）

（ア）基本方針

- 共用部分は各機能の興味を惹き、また新たな好奇心を引き出すなど、機能間をつなぎ、融合を実現する重要な空間となります。また、区民の作品の展示や子どもの興味を惹く設えなど、複合施設であることの利点を最大限活かした空間とします。
- 複合施設内でのカフェの設置や物販（例：ミュージアムグッズ等）、オンラインストアによる販売等、新たな区民センターの魅力向上に資する空間整備の提案も可とします。
- 体育館や児童館、公園またはエントランスなどの共有部分等において、例えばボルダリングなど新たな活動を楽しめる空間の設置など新たな区民センターの魅力向上に資する空間整備の提案も可とします。
- 複合施設全体の共用部分として、エントランスや廊下、総合案内のほか、エレベーター、トイレ、駐車場・駐輪場、中央管理室等を整備します。
- 目黒区移動等円滑化推進方針及びバリアフリー基本構想に基づき、複合施設及び施設に接する主要経路のバリアフリー化を図るとともにユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが利用しやすい空間を実現します。
- 複合施設全体に対して、目黒区豪雨対策計画に規定される雨水流出抑制施設を整備するとともに雨水利用を検討します。
- 複合施設全体の下水道処理について、分流化を図ります。



大空間を活かしたボルダリングスペース

（イ）共用部分・バックヤードの空間計画

空間名	備考
総合受付	・全ての施設機能の案内に対応できる総合受付を設置する。
エントランス	・外部から分かりやすく、入りやすい位置に計画する。 ・多目的空間（P33）との効果的な配置が望ましい ・ミニコンサート、イベント等の開催が可能な空間とする。
廊下・エレベーター・トイレ・授乳室等	・その他、施設全体の中でバリアフリートイレ等を適切に設置する。
施設管理事務室	・各機能の配置等を踏まえたうえで、職員及び運営事業者のための事務スペース、休憩室、更衣室を必要な室数設置する。
備品倉庫	・施設運営に必要な机や椅子、展示用パネル、書類等を保管する倉庫を設ける。 ・倉庫の数は、建物配置に合わせて過不足なく配置する。
駐車場	・目黒区住環境整備条例に規定される附置義務台数を整備する。
駐輪場	・目黒区自転車等放置防止条例を踏まえ、新たな区民センターの附置義務分を整備する。

ケ 関連施設の整備の考え方

新たな区民センターは、道路や目黒川、田道広場公園及びふれあい橋等の施設に隣接しています。これらの施設は、新たな区民センターの利用を促進する重要な空間となることから、事業者提案と併せ、区としても関連施設として一体的に捉え、施設の魅力が増大するよう工夫します。

○目黒川については、これまで沿川通路の整備や桜並木の保全等に取り組み、都内有数の桜の名所になっています。新たな区民センター整備に際しても、敷地に接する沿川通路を一体的に利用できるように整備し、より一層区民に親しまれるとともに、来訪者にも魅力的な場所となるように努めます。

○ふれあい橋や田道広場公園との一体的な利用を促進し、複合施設と連動した賑わいの創出に向けてふれあい橋と複合施設をシームレスにつなぎ、利便性向上に向けた方策を検討します。

○施設の管理についても、区民の利便性が向上するよう、一体的な管理体制を検討していきます。

○田道庚申通りは、新たな区民センターへの主要なアクセス経路の一つであるだけでなく、目黒駅周辺地区における主要経路に位置付けられている地区のバリアフリー化を推進する上で重要な道路であることから、以下の整備等により、安全・安心な歩行環境の整備や災害時の避難路、緊急車両通行の確保等に努めます。また、田道庚申通りのほかにも、新たな区民センターに接する道路においては、歩道状空地を整備するなど、歩行環境の向上を目指します。（P75参照）

- ・車両の相互通行が可能な道路幅員の確保
- ・バリアフリー化された歩道の整備
- ・無電柱化の実施

(2) 区民センター公園

ア 設置目的

区民センター公園は、都市計画法に基づく都市施設に位置付けられた都市計画公園（近隣公園）として、昭和49年8月に区民センターと一体で整備、開園しました。

区では、区民センター公園を地域公園と位置付け、地域のコミュニティの場、自然・歴史・文化・景観等の特性を活かした自然とのふれあいや学習の場、地域の緑の拠点としています。

イ 新たな区民センターにおける区民センター公園の基本的な考え方

- 現在、公園面積の約半分を屋外プールとテニスコートで占めていますが、保育園の園庭確保等新たな課題に対応する必要性から、年間を通してより多くの区民がいきい、楽しめる場とすることを目的に、オープンスペースを広く確保し、多様な利用が可能な公園とします。
- 公園の区域は現状を基本としつつも、敷地の有効活用によるオープンスペースの確保を図り、よりよい公園づくりを行う観点から、北側敷地と公園敷地との区域境の整形化、公園施設の建築面積の基準の特例の見直しに向けて検討します。また、新たな区民センターの各機能との連携を図る中で、立体化等による公園の区域拡大も検討します。
- 生物多様性に配慮し、既存公園の樹木の保全をはじめ、多様な緑化を行います。また、市街地の潤いやヒートアイランド現象の緩和にも寄与し、市街地の環境改善を図ります。
- 区民センター各施設へのエントランス部分として、また、機能を有効かつ自由に利用することのできる空間を構成することにより、レクリエーション・コミュニティ機能の向上を図ります。
- 「目黒川を中心としたみどりの保全軸」「山手通り、目黒通りを中心としたみどりの創出・育成軸」「公園・緑地や文化施設、史跡等をつなぐみどりの散歩道」に配慮してウォークブルなまちづくりに寄与します。
- 区では、住民参加を基本とした公園づくりを進めており、区民センター公園についても、地域の方や公園利用者の方を対象とした意見収集の機会を設け、「プレーパークなど子どもがのびのびと遊べる場所や施設の整備」「平和の鐘や被爆二世の木等樹木の保全」「地震や水害等災害時の避難機能の確保」等多数の意見をいただきました。いただいた意見は基本計画に反映していきます。選定された事業者は、提案内容をベースに情報共有や意見交換等を行いながら、地域に親しまれる公園の実現を図ります。
- 地域でのコミュニティ活動機能を始め、社会教育、文化芸術活動、青少年健全育成、スポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習機能や男女平等・共同参画センター機能など幅広い区民活動支援機能を有する複合施設である新たな区民センターの特徴を活かし、インドアでの活動だけでなくアウトドアも活用した様々な区民活動との連携・協力なども念頭に置いた公園やオープンスペースづくりを進めます。

ウ 整備の方針

(ア) 交流の場・活動の場

○新たな区民センターの各機能との連携を図り地域のコミュニティを育むため、あらゆる用途に利用しやすいオープンスペースを確保し、賑わいや交流の拠点とします。

- ・各施設と連携した催しや多目的な利用が可能な広場の整備
- ・屋外における各種コミュニティ活動ができる場づくり

○障害の有無に関わらず子ども達から高齢者までが安全に遊びや子育て、健康づくりの場として利用できる環境を整備します。

- ・ユニバーサルデザインによる公園施設整備（例：インクルーシブ遊具、健康遊具等）
- ・地域の園庭のない保育園の子どもたちや、子育て世代にとって、のびのびと屋外での活動ができる場の整備
- ・散策しやすい動線計画
- ・誰でも利用できる多様な遊びや運動の場の整備

（イ）景観の向上

○区民センター施設や目黒川と一体となった景観の形成に努めます。

- ・公園と建物デザインの調和による景観形成
- ・目黒川や周辺環境と調和した景観形成
- ・四季折々の花が咲き、新緑や紅葉など自然の変化を感じることができる景観

（ウ）環境保全

○既存樹木の保全と文化継承を図ります。

- ・「めぐろ平和の鐘」「被爆二世樹木」等、平和祈念施設等の保全
- ・大径木等の保存を基本とし、樹木の健全度や生育環境等を把握した良好な樹林環境の保全

○ヒートアイランド現象の緩和、エコロジカルネットワークの形成等に寄与します。

- ・公園の緑被率の向上（50%以上確保）

（目黒区みどりの条例施行規則第10条「公共施設の緑化基準」）

- ・生物多様性に配慮した質の高い緑化
- ・公園内建築物の緑化

（エ）歩行者ネットワーク形成

○ウォークアブルなまちの形成を図ります。

- ・目黒川との一体感を感じることのできる歩行空間づくり
- ・目黒川の桜の開花時期に対応した動線計画
- ・隣接する区民センターの各施設への誘導、ふれあい橋、田道広場公園へのスムーズな移動動線

（オ）防災

○豪雨対策の充実に寄与します。

- ・グリーンインフラを活用した雨水流出抑制

- ・貯留機能を有する施設等による雨水流出抑制

○避難機能の充実を図ります。

- ・地域避難所の補完機能
- ・延焼遮断帯、避難動線の確保

(カ) その他

- ・公園利用者用便所の整備
- ・公園内建築物への雨水タンク設置（雨水利用、普及啓発）

エ 運営・管理方針

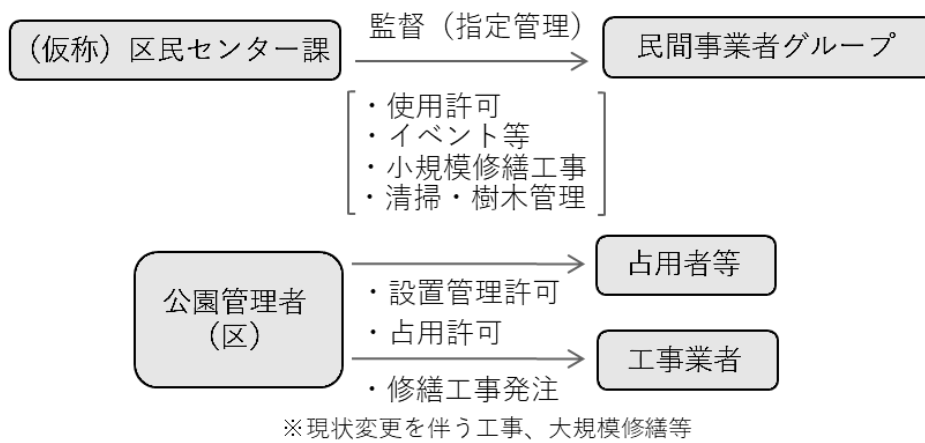
指定管理者制度により、区民センターと一体的な管理運営を行います。

新たな区民センター各機能との融合を図り、新たな区民センター、区民センター公園双方の魅力向上を実現する運営管理を行います。

多数の来訪者が予想される、各種イベント開催時や桜開花期間等は、公園空間を活用した賑わいの創出を図りつつ、周辺環境に配慮した管理運営を行います。

また、日常的な維持管理業務（清掃、植栽管理、巡回点検等）や施設の修繕、使用許可業務等とともに、住民参加による公園の利用方法やルール等を検討するほか、花壇や植栽の管理など、地域の方々が育てる公園を目指します。

【区民センター公園の維持管理体制（イメージ）】



オ 公園内に設置可能な建築物

公園内での建築は、目黒区立公園条例第2条の5及び6における公園施設の建築面積の基準と基準の特例、また、都市公園施行令第5条における公園施設の種類を遵守したものとします。

公園施設	建蔽率
便益施設	2%
管理施設	
休養施設	10%
運動施設	
教養施設	
屋根付き広場等高い開放性を有する建築物等	10%

カ 工事期間中の対応

工事期間中は休園します。

2 下目黒小学校

ア 設置目的

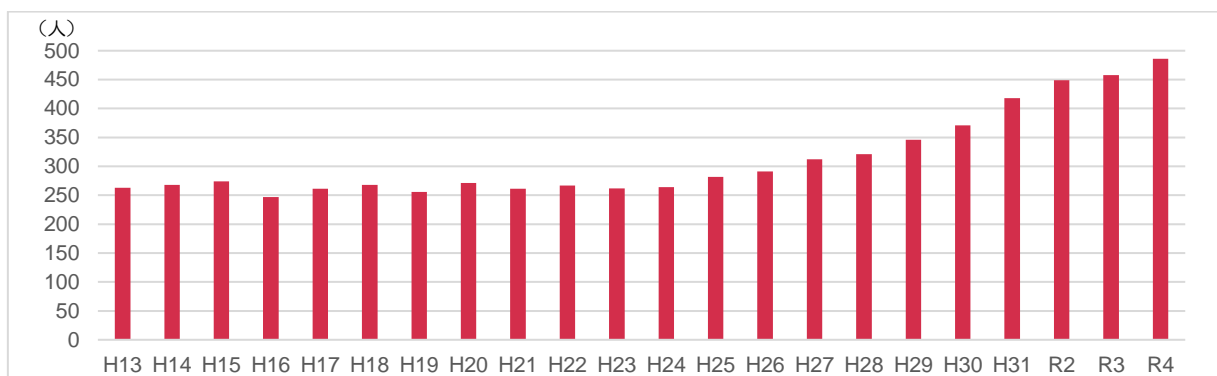
教育基本法第1条の教育目的及び同法第2条の目標を達成するための教育を行う場として、学区域内にある学齢児童を就学させるために必要な小学校を設置する。

イ 下目黒小学校の概要

児童数 482人（令和4年9月1日時点）

学級数 16学級

【下目黒小学校児童数の推移】



※各年度5月1日現在。

ウ 下目黒小学校建替えの基本的な考え方

- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」を踏まえた学校づくりを行います。
- 文部科学省の「小学校設置基準」、「小学校施設整備指針」等に従い必要な教室等を整備します。
- 複合施設として整備するメリットを最大限活かし、学校機能と新たな区民センター機能が相互補完的に活用される空間を目指します。
- 学校機能の施設維持管理に関して、新たな区民センター機能との一体的な管理運営体制の実現を図ります。
- 少子高齢化の進展に伴い、学校機能部分を将来的に学校以外の用途へ転用できる計画とするなど、将来変化に対応できるフレキシブルな施設計画が求められます。
- 学校機能の施設規模は、文部科学省の多目的教室及び少人数教室を加算した国庫補助基準面積以内の計画とすることが望まれます。学校機能部分の面積を国庫補助基準面積に収めるよう、各諸室について共用化できる部分の検討、省スペース化できる部分の検討を十分に行う必要があります。

〇区教育委員会では、地域に根差した学校づくりを進めています。下目黒小学校についても、選定された事業者は提案内容をベースにし、教育委員会と連携し、教職員や住民との意見交換等を重ねながら、地域に親しまれる学校の実現を図ります。

エ 実施事業

事業内容	小学校の運営	
事業概要	下目黒小学校の運営に必要な業務を行う。	
役割分担	区	下記を除く業務
	民間事業者	水泳指導（技術指導） ※P50 再掲
実施する空間	下目黒小学校	

事業内容	小学校の維持管理	
事業概要	下目黒小学校の維持管理業務を行う。	
役割分担	区	下記を除く業務
	民間事業者	施設のビル管理業務
実施する空間	下目黒小学校	

オ 小学校として整備する空間

空間名	想定規模	備考
校舎	18学級以上 ※将来の学級増への対応として、教室数は学級数よりも余裕をもった計画とします。	<ul style="list-style-type: none"> 「目黒区学校施設更新設計標準」や文部科学省「小学校施設整備指針」等に沿った施設整備を行う。 学校プールは整備せず、水泳授業は新たな区民センターの屋内プールで実施する。 地域避難所として、震災時の利用も想定した計画とする。
校庭	2,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 校庭面積は校舎の必要面積を確保した上で、最大限確保する。 地上（グラウンドレベル）に設置する。 100mトラックを確保する。 50m直走路を確保する。 野球、サッカー等の実施を考慮した計画とする。 地域避難所として、震災時の利用も想定した計画とする。

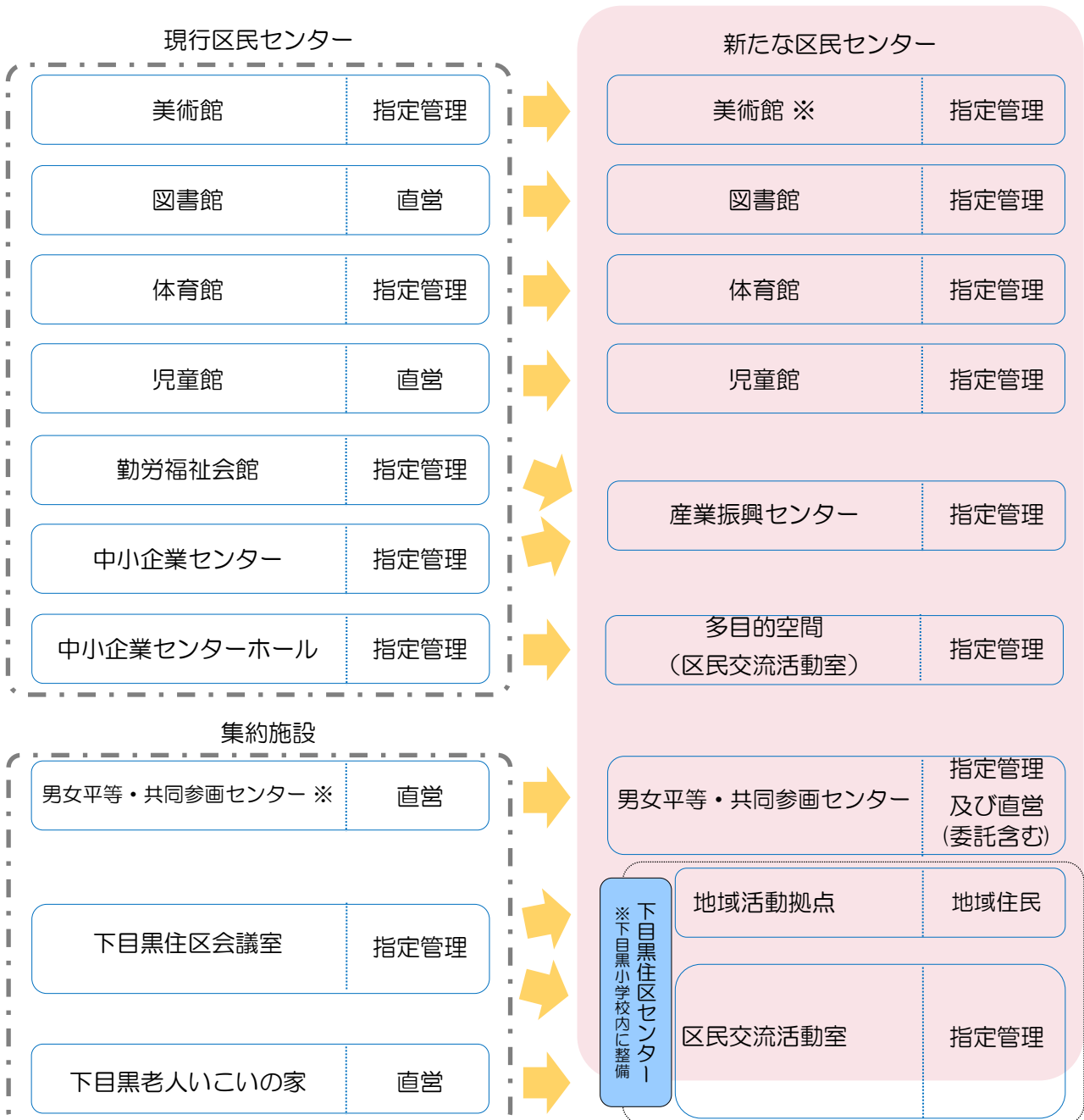
カ 工事期間中の対応

下目黒小学校の建替えは、めぐろ学校サポートセンター（旧第二中学校校舎を活用した施設）を仮校舎として活用します。（詳細 P87）

3 現行区民センターと施設のあり方、事業展開を変更する機能

1～2での整理を踏まえ、新たな区民センターの整備に伴い、現行区民センターと施設のあり方、事業展開を変更するものを以下の通り整理しています。

(1) 現行区民センターと新たな区民センターの運営形態の比較



※美術館は芸術文化振興財団による管理。

※男女平等・共同参画センターのオンブズ機能は人権政策課（総合庁舎内）にて実施。

中小企業センター・勤労福祉会館

区内中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図ってきた勤労福祉会館は閉館し、区の中小企業の振興を担ってきた中小企業センターと併せて事業の精査を進め、新たに「産業振興センター」として再編成します。

多目的空間（現行ホール機能）

従来、中小企業センター振興に位置付けていたホールは、より多くの用途、より多くの方が使いやすいようになるよう、多目的空間として整備します。（詳細 P33）

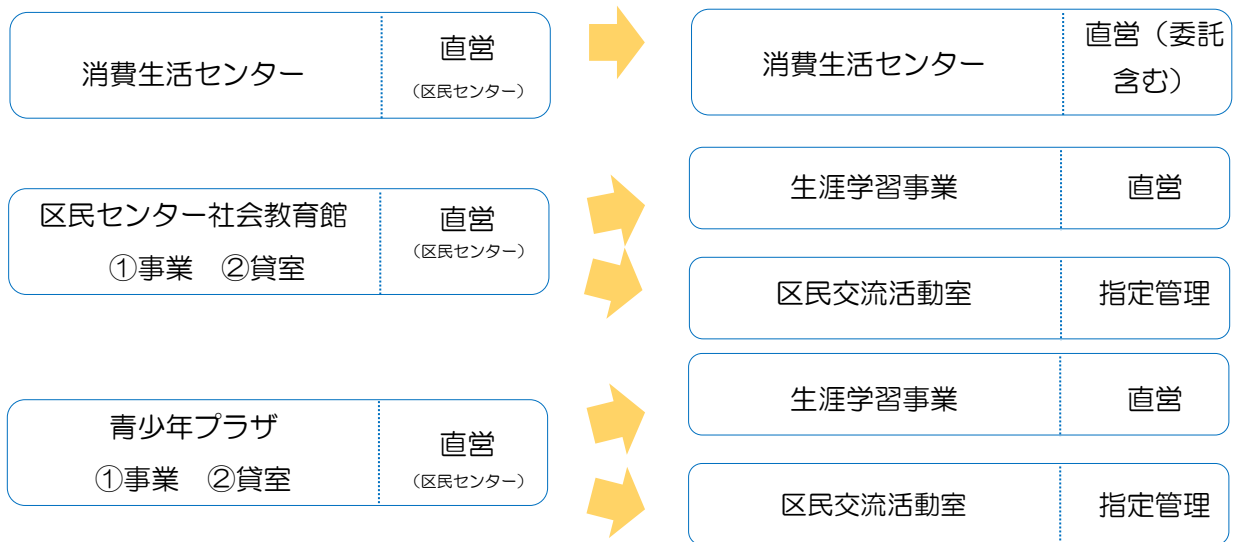
下目黒住区会議室

地域活動拠点機能は下目黒小学校内に整備し、集会室機能は区民交流活動室として設置・運営していきます。

下目黒老人いこいの家

区民交流活動室を活用し、地域の高齢者の生きがいづくりや健康増進等の活動拠点としての機能を継続します。

(2) 移転又は新たな区民センター以外の施設での運営・事業展開を行う機能



消費生活センター機能

消費者被害防止を図る拠点として、区民の消費生活の安定及び向上を図るための事業を実施している消費生活センターは、新たな区民センターには整備せず、別の場所に移転して事業を継続していきます。

生涯学習機能

区民センター社会教育館が担っていた生涯学習機能については、区民交流活動室等を活用し、生涯学習事業（生涯学習講座等）として継続・実施していきます。引き続き、芸術・文化・教養など各機能との融合により、新たな区民センターも含め、区内の区民交流活動室において社会の変化に応じた学習・交流機会を提供します。

青少年活動支援機能

青少年プラザが行ってきたステップアップ講座（知的障害のある青少年を対象とした講座）や青少年向け生涯学習講座等（青少年を対象とした学習・交流機会の提供）のほか、文化財を活用したワークショップや展示等については、区内の区民交流活動室等を活用し、生涯学習事業として継続・実施していきます。また、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりとして実施している子ども教室については、下目黒小学校等を活用して事業を継続していきます。

その他、これまで施設利用者を対象に実施してきた交流事業については、現行の社会教育館等の交流事業（館まつり等）での情報提供に努めるとともに、角田市との交流事業や団体支援、相談業務、青少年健全育成事業は継続実施していくこととします。

なお、児童・生徒を中心とした青少年が相互に交流する場については、児童館における中高生世代の居場所の確保・充実によりこれまで以上に青少年世代にとって居心地の良い空間としていきます。